

IMIZU CITY

概要版

# 射水市立地適正化計画



# 01 立地適正化計画の概要

## (1) 計画策定の背景と目的

現在、多くの地方都市で、人口減少や少子高齢化が急速に進展しています。現在の都市構造のまま、人口減少や少子高齢化がさらに進むと、一定の人口集積に支えられた医療、福祉、商業などの生活サービス施設や公共交通の維持が困難になることや、都市経営に係るコスト面からも非効率となることが懸念されています。本市においても、これまで以上に少子高齢化社会に対応した、安全・安心のまちづくりを行う必要があるという認識から、「射水市都市計画マスタープラン」（以下、「市マスタープラン」という。）が掲げる『多核連携型のまちづくりの推進』の実現に向けて、安全性や暮らしやすさが確保される生活環境を整え、行政サービスの提供や財政面においても「持続可能なまちづくり」を目指して、居住及び都市機能の誘導に係わる取組を推進するものです。

## (2) 計画の位置づけ

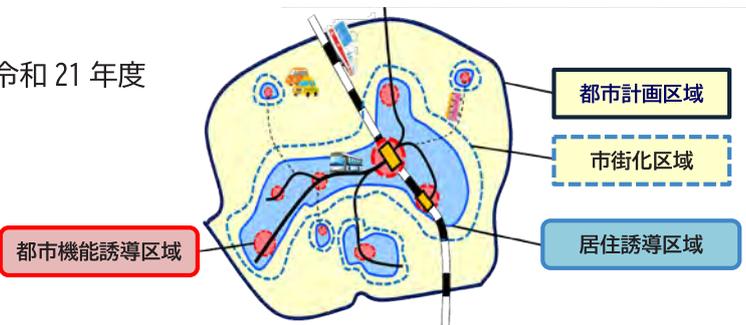
本計画は、市全域の目指すべき土地利用や都市空間、防災等の整備方針を定めた市マスタープランの一部であり、主に市街地を中心とした土地利用等の方針を具体的に定める計画となります。

## (3) 計画期間

市マスタープランと同様に、概ね 20 年後の令和 21 年度（2039 年度）を目標年次として設定します。

## (4) 計画区域

都市計画区域全域として設定し、居住誘導区域（居住を誘導すべき区域）及び都市機能誘導区域（都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域）は、市街化区域内に定めます。



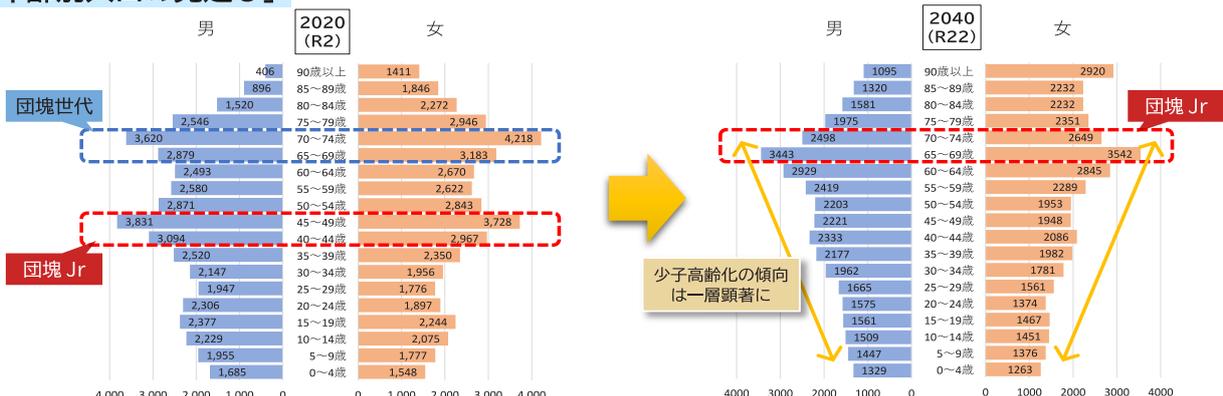
図表 1 立地適正化計画制度のイメージ図

# 02 射水市の都市構造上の主な課題

現状分析から、本市の都市構造上の現況特性・課題と求められる対応の方向性について整理します。

- 【人 口】 人口減少、少子高齢化を前提としたまちづくりの推進
- 【土地利用】 市街地人口の低密度化を抑制、郊外開発の抑制
- 【災 害】 災害リスクの高い区域での住宅開発の抑制、災害リスクの低い区域への居住誘導
- 【交 通】 マイカーに依存しすぎないライフスタイルの促進、都市構造の整備
- 【生活サービス】 人口減少下での生活サービス施設の維持
- 【財政(公共施設)】 財政規模の縮小を前提としたまちづくり
- 【産 業】 優良企業の誘致と産業集積(財政基盤の強化)
- 【空き家と住宅新築】 居住を誘導する区域の設定と連動した空き家・空き地の有効活用の推進
- 【環境、公園・緑地等】 人口減少社会に対応した公園の再配置、統廃合の検討

## 【年齢別人口の見通し】

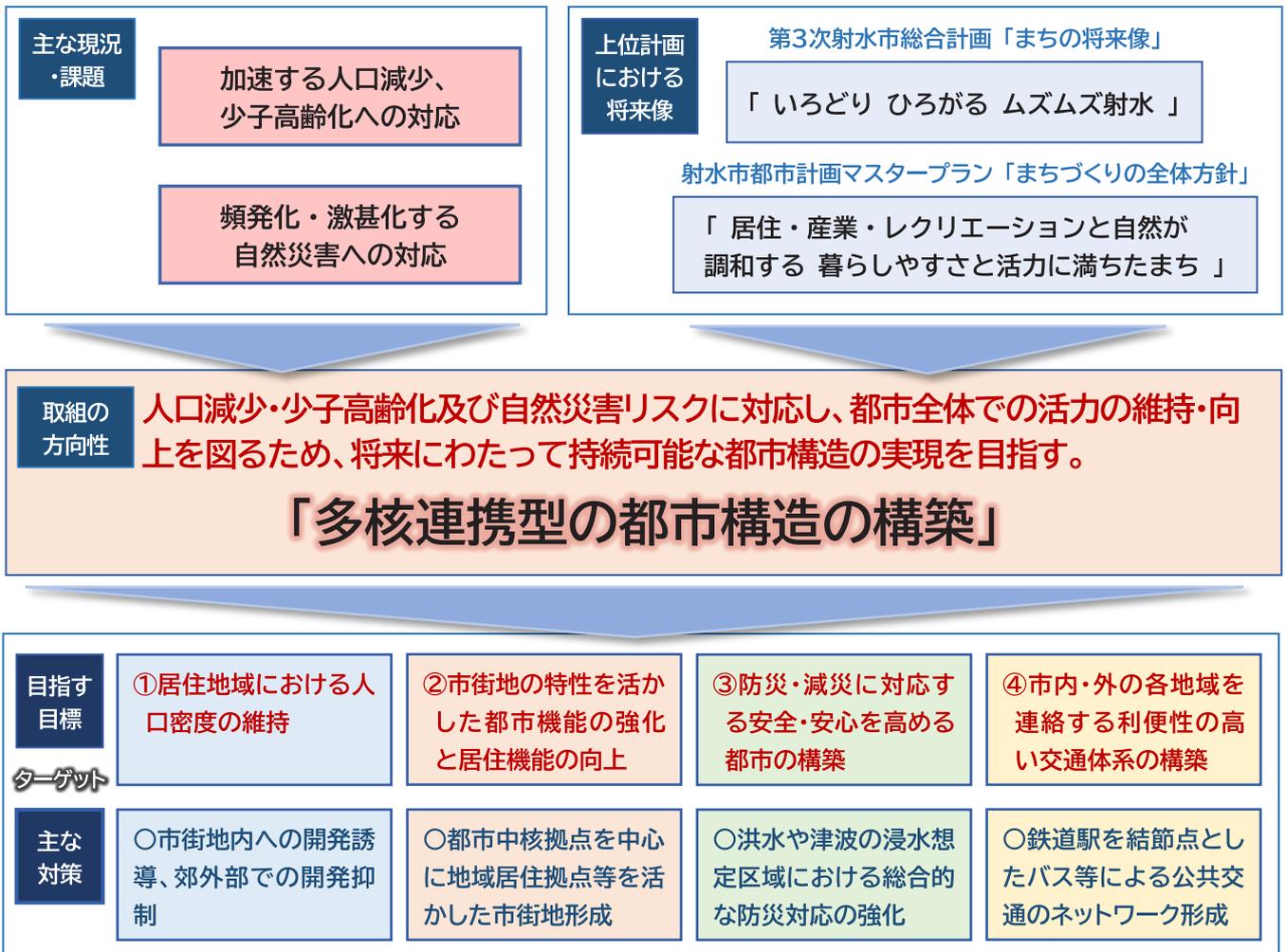


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

図表 2 5 歳階級別人口の現状と見通し

## (1)まちづくりの方針

都市構造上の課題及び市の上位計画における将来像（まちづくりの基本方向）を踏まえ、立地の適正化に向けた取組の方向性、目指す目標、主な対策について、以下に整理します。



図表3 本市における立地の適正化に向けた基本方向

## (2)都市の骨格構造の方向性

## 【都市機能誘導の基本的な考え方】

市マスタープランに位置づけられた拠点のうち、都市機能及び居住の集積を担う「都市中核拠点」、「地域居住拠点」については、立地適正化計画において都市機能を誘導する区域として位置づけを図ります。

都市中核拠点（クロスバイ新湊周辺地区、小杉駅及び本庁舎周辺地区）、地域居住拠点（太閤山地区、越中大門駅周辺地区）の4つの都市拠点を中心として、賑わいと活力を高める都市機能の集積や生活利便性の高い居住環境の形成を図ります。

また、これらの拠点間の円滑な移動を、利便性の高い公共交通網の構築により確保していきます。

## 【居住誘導の基本的な考え方】

都市機能の誘導を図る都市拠点エリアの周辺地域を中心に、市マスタープランに位置づけられた都市活動エリアから、居住に適さない産業拠点や災害ハザードのレッドゾーン等を除く範囲を基本に、居住を誘導する区域として位置づけを図ります。

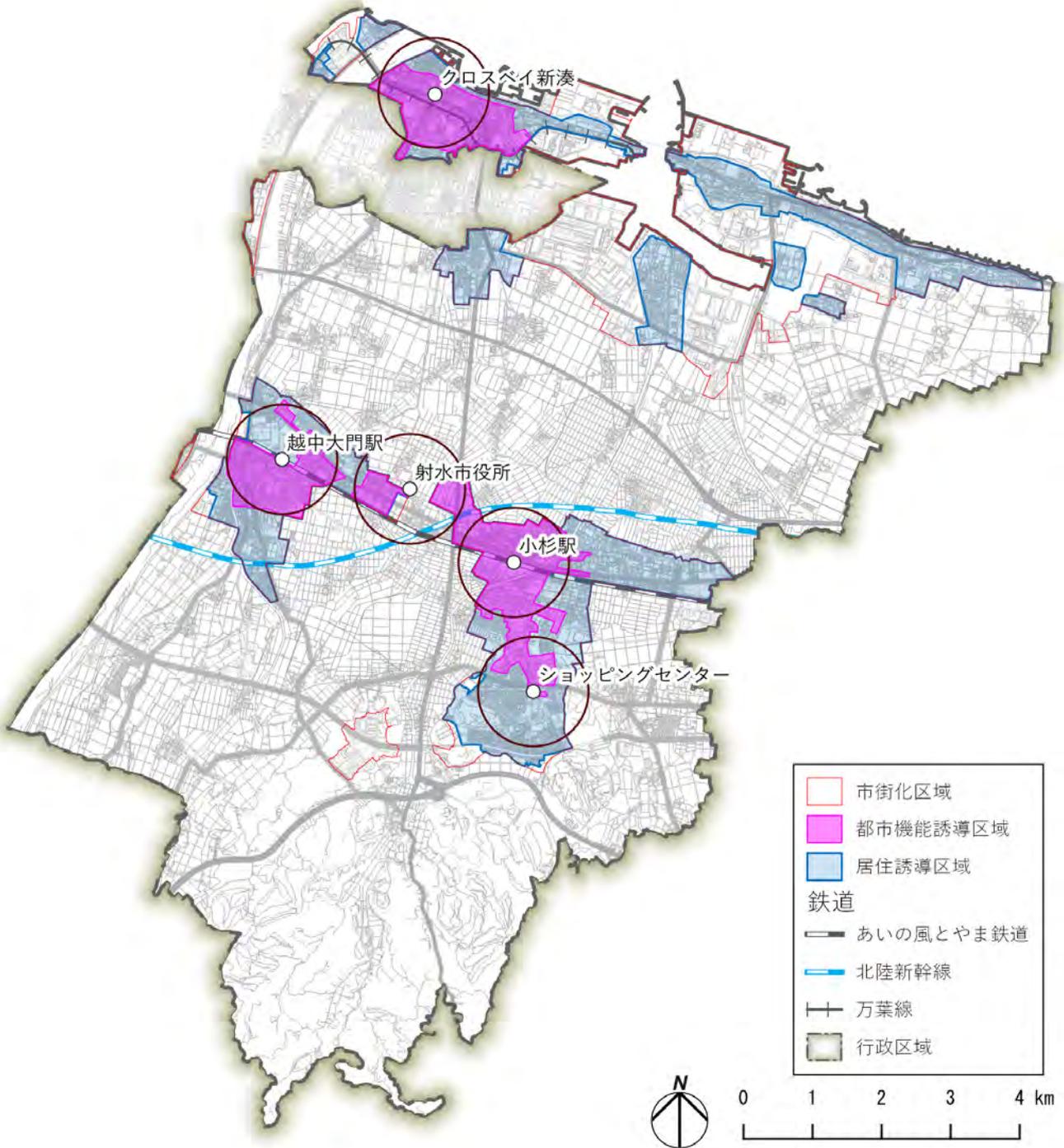
現状の居住区域の維持を基本とし、人口減少社会の進展を踏まえた集積を図るとともに、洪水等の災害リスクがある区域については、防災・減災対策の充実を図っていきます。

# 04

## 居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定

国の誘導区域に関する考え方、本市の立地適正化に関する基本方針及び目指すべき将来都市像（エリアや拠点の位置づけ）を踏まえ、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定を行います。

### [居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定]



#### [居住誘導区域] の面積と人口

○面積：1,770.5ha（市街化区域の65%）

居住人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域で、公共交通を利用できるなど便利・快適に住み続けられる、居住に適したまちづくりを目指す区域。

#### [都市機能誘導区域] の面積と人口

○面積：605.2ha（市街化区域の22%）

医療・福祉・商業等の、都市の居住者の利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するものを都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域。

図表4 居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定図

## 05 誘導施設

誘導施設設定に関する国の考え方を踏まえ、本市の都市機能誘導区域ならびに施設特性から、維持・誘導を図る施設の位置づけを行います。

### 【誘導施設の設定】

機能	施設	設定の方向性
福祉機能	●高年齢福祉施設 (地域包括支援センター、デイサービス等)	・福祉の指導、相談など総合的な窓口や活動の拠点となる施設
	●サービス付き高齢者向け住宅	・各拠点の介護等のサービスを増進する施設
子育て機能	●子育て支援施設 (子育て支援センター、児童館等)	・子育てに必要な活動の拠点となる施設
医療機能	●病院、診療所	・日常的な診療を受ける拠点となる施設
教育文化機能	●文化施設、社会教育施設等	・地域の特性を活かした魅力を増進する施設

図表5 誘導施設の設定方針

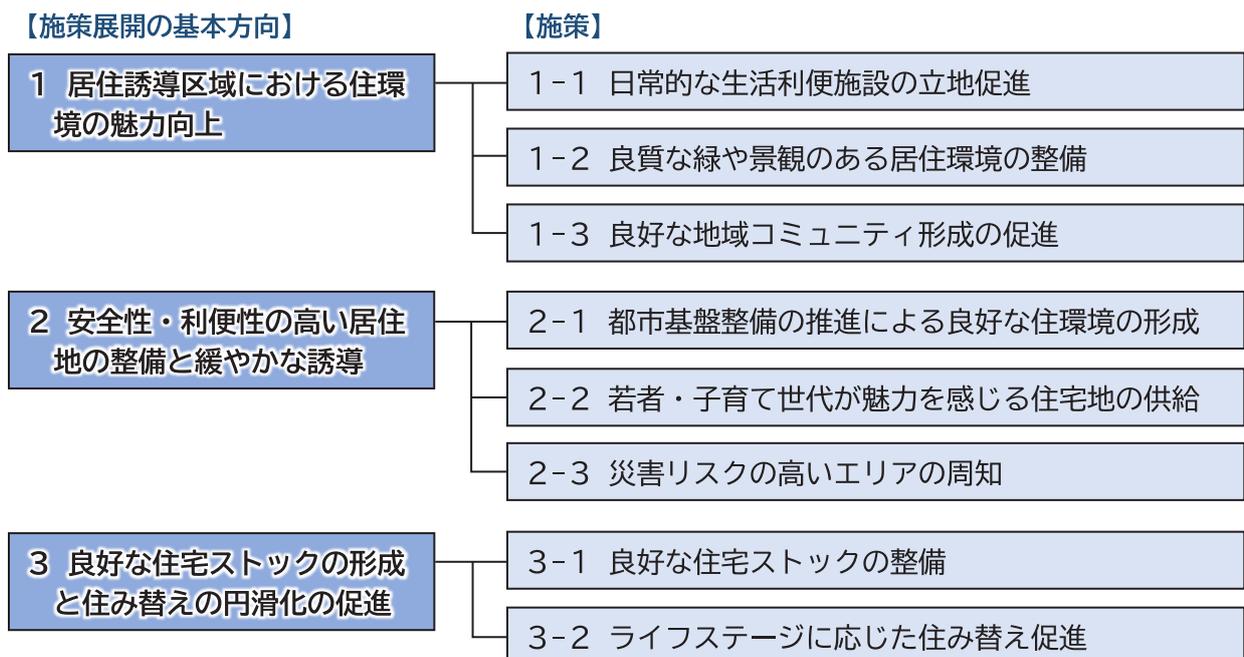
## 06 誘導施策

各拠点並びに居住地の立地の特性を踏まえ、将来的な人口減少や高齢化等への対応を見据えながら、居住誘導、都市機能誘導、公共交通に係る施策の展開を図ります。

### (1) 居住誘導に係る施策

各居住地の立地の特性を踏まえ、良好な居住環境の保全・創出を図るとともに、様々なライフステージやライフスタイルに対応する居住地の整備、公共公益施設等による生活サービス機能の充実などにより、安心して住み続けることができる居住地づくりを推進します。

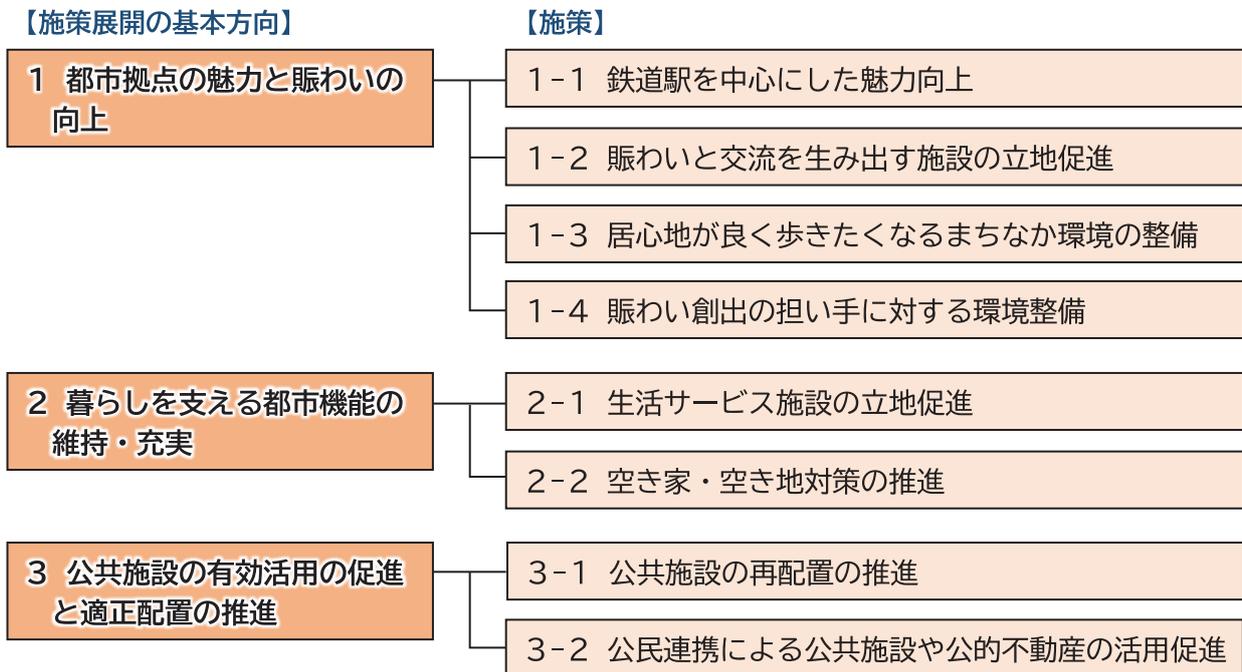
### 【居住誘導に係る施設の体系】



## (2)都市機能誘導に係る施策

本市の都市活動の中心的な役割を担う、都市中核拠点のクロスバイ新湊周辺、小杉駅周辺、本庁舎周辺、ならびに地域居住拠点の越中大門駅周辺、太閤山の都市拠点においては、各拠点の方向性を踏まえた都市機能の維持・充実を図るとともに、都市拠点としての魅力と賑わいの向上を図ります。

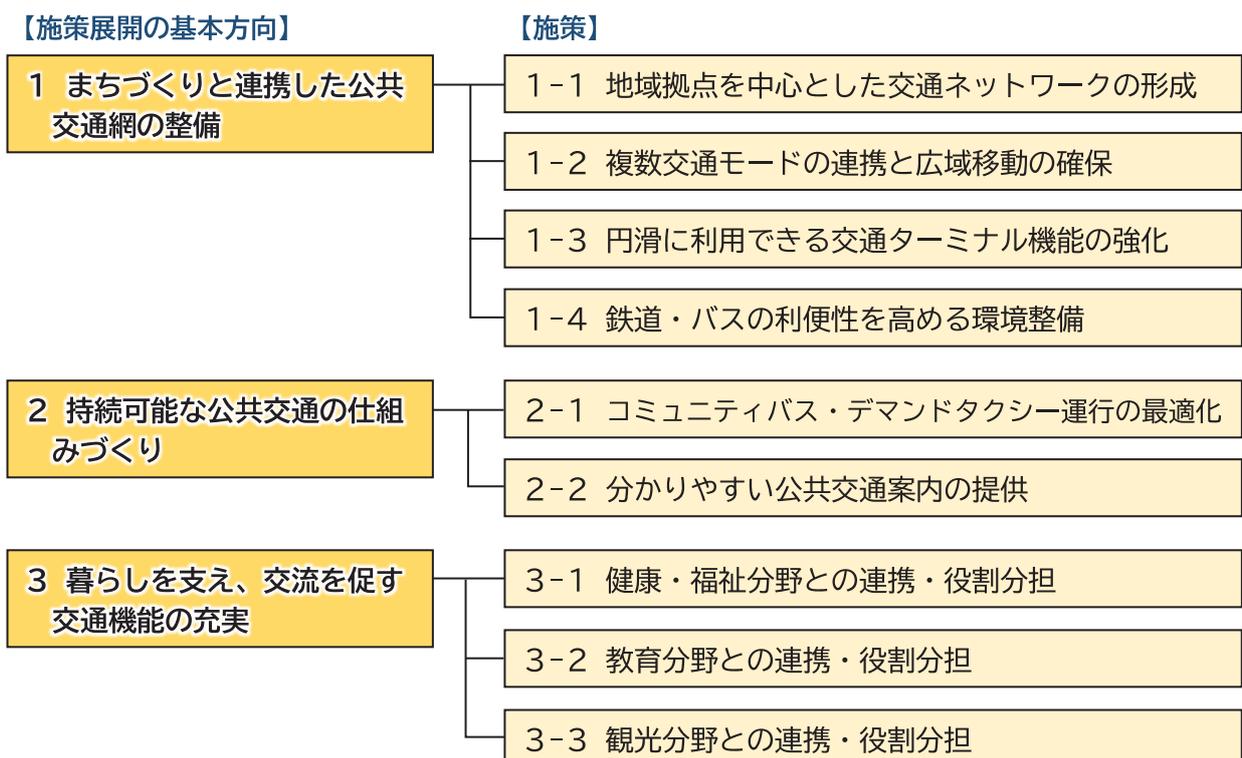
### 【都市機能誘導に係る施設の体系】



## (3)公共交通(ネットワーク)に係る施策

将来的な人口減少や高齢化等への対応を見据え、市民生活や交通安全、地域経済や観光、健康づくり等の様々なまちづくり分野との連携によるクロスセクター効果を図るほか、庁内関係課のみならず、国、県及び周辺市町並びに鉄道・バス・タクシー事業者等と緊密に連携しながら、将来のまちづくりを見据えた取組の展開を図ります。

### 【公共交通（ネットワーク）に係る施設の体系】



災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせによる分析結果を踏まえ、防災に関する取組の方針や具体的な取組を設定します。

### [防災に関する取組の方針]

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| ① 河川堤防、海岸護岸及び雨水対策等の基盤整備 | ④ 地域防災力の向上      |
| ② 都市構造及び住宅等建築物の強化       | ⑤ 災害リスクの周知・意識啓発 |
| ③ 避難場所・避難体制の充実          |                 |

### [具体的な取組]

取組方針	災害リスク対応	取組内容	災害リスク				実施主体	主な実施地域
			洪水	津波	高潮内水	土砂		
① 河川堤防、海岸護岸及び雨水対策等の基盤整備	低減	庄川の護岸整備	●	●			国、県	新湊、大門、大島
	低減	雨水貯留施設、下水道等の排水施設の整備			●		市	新湊、小杉、大門、大島
	低減	ポンプ施設の整備			●		市	新湊
	低減	土砂災害対策の実施（急傾斜地対策工事等）				●	市	小杉
② 都市構造及び住宅等建築物の強化	回避	災害リスクが高いエリアの開発・居住の抑制（届出勧告による住宅立地の誘導）	●	●		●	市、事業者	新湊、小杉、大門
	低減	洪水や津波の浸水リスクを考慮した住宅整備の促進（耐浪化、ピロティ化、垂直避難が可能な階数確保等）	●	●	●		市民、事業者	新湊、大門
	低減	要配慮者施設の災害リスクが高いエリア外への立地誘導	●	●			市、事業者	小杉
	低減	浸水被害を受けにくい地区計画の検討	●	●			市	新湊、小杉、大門
③ 避難場所・避難体制の充実	低減	民間施設活用による緊急避難施設の確保（災害時緊急避難協定等）	●	●			市、事業者	新湊、大門
	低減	避難路の改善整備（側溝整備等）	●	●			市	市全域
	低減	避難施設となっている公共施設の機能充実	●	●	●	●	市	市全域
	低減	地域の防災機能を高める公園緑地の再編整備	●	●	●	●	市	新湊、小杉、大門
	低減	要配慮者利用施設での避難確保計画の運用	●	●			市、事業者	市全域
④ 地域防災力の向上	低減	防災訓練の実施、地区防災計画の作成	●	●	●	●	市、市民	市全域
	低減	自主防災組織の体制強化、地域防災リーダーの育成	●	●	●	●	市、市民	市全域
	低減	防災資機材の充実	●	●	●		市、市民、事業者	市全域
	低減	事前復旧復興計画の検討	●	●			市、市民	新湊、小杉、大門
	低減	地域の民間事業者等との協働による地域防災力の向上（災害時応援協定等）	●	●	●		市、市民、事業者	市全域
	低減	防災アセスメントの実施の検討	●	●	●	●	市	市全域
⑤ 災害リスクの周知・意識啓発	低減	各種ハザードマップの更新、情報提供強化	●	●	●	●	市、市民	市全域
	低減	防災教育の充実（小中学校での授業等）	●	●	●	●	市、市民	市全域
	低減	自身の避難行動計画の作成の促進（マイタイムライン等）	●	●	●	●	市、市民	市全域
	低減	緊急情報伝達方法の充実（アプリ等の複数媒体による伝達手段確保）	●	●	●	●	市、市民、事業者	市全域

図表6 具体的な取組

## 08 目標指標と計画管理

立地適正化計画の達成状況を把握するため、定量的な目標指標を設定します。

### [施策の達成状況を把握するための指標と目標値]

目標	指標	現況値	中間目標値 2027 (R9)	目標値 2039 (R21)	区域
①居住地域における人口	居住誘導区域内人口 [総人口]	59,000 人 [90,742 人] (2020)	57,000 人 [88,000 人]	53,000 人 [82,000 人]	居住誘導区域
②防災・減災に対応する安全・安心を高める都市の構築	地区防災計画を策定済地区の人口 [地区数]	3,178 人 [1 地区] (2022)	29,300 人 [9 地区]	82,000 人 [27 地区]	市全域
③都市間・都市内を連絡する利便性の高い公共交通体系の構築	鉄道、コミュニティバス等公共交通の利用者数	3,085 千人/年 (2019)	3,250 千人/年	3,250 千人/年	市全域

図表 7 施策の達成状況を把握するための指標と目標値

## 09 届出制度

以下の行為を行う場合は、着手の 30 日前までに届出が必要になります。

### (1) 都市機能の誘導に関する届出

#### [都市機能誘導区域外（都市計画区域外は除く）で届出が必要となる行為]

開発行為	建築行為
●誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合	●誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ●建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ●建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

#### [都市機能誘導区域内で届出が必要となる行為]

廃止・休止
●誘導施設を休止または廃止する場合

### (2) 居住の誘導に関する届出

#### [居住誘導区域外（都市計画区域外は除く）で届出が必要となる行為]

開発行為	建築行為
<p>◆3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為</p>  <p>◆1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地の規模が1,000㎡以上のもの</p>  <p>※例えば 800㎡ 2戸の開発行為については不要です。</p>	<p>◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p>  <p>※1戸の建築行為については不要です。</p>

令和5(2023)年3月 策定

発行・編集 射水市 都市整備部 都市計画課

〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地

TEL:0766-51-6680 FAX:0766-51-6693 <http://www.city.imizu.toyama.jp/>